

令和8年熊本地震について（第60報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 07/28 16:27 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 07/28 18:20 厚生労働省災害対策本部設置（本部長：厚生労働大臣）
- 07/28 21:15 第1回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/29 16:10 第2回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/30 14:00 厚生労働省現地対策本部設置
- 07/30 15:45 第3回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/31 18:30 第4回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/01 15:45 第5回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/04 17:20 第6回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/05 17:30 第7回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/07 16:15 第8回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/10 16:15 第9回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/12 持ち回り開催 第10回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/18 16:15 第11回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/21 16:15 第12回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/27 持ち回り開催 第13回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- (2) 熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した迅速な災害対応を依頼（7/28熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- (3) 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム（チーム長：医務技監）について、情報連携開始。（7/28）
- (4) 熊本県の現地対策本部に対して厚生労働省から職員を11名派遣（8/26）

2 医療関係

- (1) 医療関係情報（8月31日16時00分時点）
- 7月28日16時28分 熊本県 EMIS 災害モードに変更
- 7月28日16時31分 長崎県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時32分 栃木県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時32分 福岡県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時31分 佐賀県 EMIS 災害モードに変更

⇒佐賀県 EMIS 警戒モードに変更

7月28日16時29分 三重県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分 岡山県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分 北海道 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時30分 香川県 EMIS 警戒モードに変更

⇒EMIS 警戒モード解除

7月28日16時34分 福井県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分 群馬県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分 京都府 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分 岐阜県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時34分 大分県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分 山口県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時36分 東京都 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分 宮城県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時36分 鹿児島県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時36分 奈良県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分 静岡県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時37分 埼玉県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時37分 山梨県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時38分 大阪府 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分 宮崎県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時39分 広島県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分 神奈川県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時30分 秋田県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時41分 徳島県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分 青森県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時40分 愛媛県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時40分 岩手県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時42分 茨城県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時41分 和歌山県 EMIS 警戒モードに変更

⇒EMIS 警戒モード解除

7月28日16時42分 福島県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時44分 滋賀県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分 千葉県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時45分 石川県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時46分 新潟県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分 島根県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時31分 愛知県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時52分 富山県 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時55分 沖縄県 EMIS 警戒モードに変更

7月28日16時27分 鳥取県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時55分 長野県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時58分 山形県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日17時03分 兵庫県 EMIS 警戒モードに変更
 ⇒EMIS 警戒モード解除
 7月28日17時03分 高知県 EMIS 警戒モードに変更

(2) 医療施設の被害状況（8月31日16時00分時点）

市町村名	被災 施設数		被災状況別内訳									
			浸水		停電		断水		医療ガス		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	92	17	0	0	22	0	88	11	13	0	8	6
宇土市（うとし）	6	0	0	0	3	0	6	0	2	0	0	0
宇城市（うきし）	14	4	0	0	6	0	13	1	2	0	3	3
美里町（みさとまち）	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
菊池市（きくちし）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
合志市（こうしし）	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
菊陽町（きくようまち）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
八代市（やつしろし）	26	11	0	0	7	0	26	9	7	0	4	2
氷川町（ひかわちょう）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
水俣市（みなまたし）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
芦北町（あしきたまち）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
人吉市（ひとよしし）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
あさぎり町（あさぎりちょう）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上天草市（かみあまくさし）	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0

熊本市（くまもとし）	15	0	0	0	2	0	14	0	0	0	0	0
御船町（みふねまち）	3	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0
嘉島町（かしままち）	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
益城町（ましきまち）	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
甲佐町（こうさまち）	2	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0
山都町（やまとちょう）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0

(3) D M A T の活動状況（8月30日15時00分時点）

熊本県内においてD M A T 11隊、コーディネーションチーム13隊が活動中
（本部活動13隊、現場活動11隊）

全国のD M A T が自動待機

島根県：D M A T 調整本部設置（7/28）

兵庫県：D M A T 調整本部設置（7/28）

長崎県：D M A T 調整本部設置（7/28）

熊本県：D M A T 調整本部設置（7/28）

佐賀県：D M A T 調整本部設置（7/28）

京都府：D M A T 調整本部設置（7/28）

鹿児島県：D M A T 調整本部設置（7/28）

宮崎県：D M A T 調整本部設置（7/28）

香川県：D M A T 調整本部設置（7/28）

群馬県：D M A T 調整本部設置（7/28）

福岡県：D M A T 調整本部設置（7/28）

沖縄県：D M A T 調整本部設置（7/28）

大阪府：D M A T 調整本部設置（7/29）

和歌山県：D M A T 調整本部設置（7/29）

鳥取県：D M A T 調整本部設置（7/29）

岡山県：D M A T 調整本部設置（7/29）

愛媛県：D M A T 調整本部設置（7/29）

広島県：D M A T 調整本部設置（7/29）

山口県：D M A T 調整本部設置（7/29）

徳島県：D M A T 調整本部設置（7/29）

大分県：D M A T 調整本部設置（7/29）

滋賀県：D M A T 調整本部設置（7/30）

茨城県：DMA T調整本部設置（7/31）

神奈川県：DMA T調整本部設置（7/31）

三重県：DMA T調整本部設置（7/31）

奈良県：DMA T調整本部設置（7/31）

愛知県：DMA T調整本部設置（7/31）

静岡県：DMA T調整本部設置（7/31）

長野県：DMA T調整本部設置（7/31）

福井県：DMA T調整本部設置（7/31）

千葉県：DMA T調整本部設置（8/2）

栃木県：DMA T調整本部設置（8/4）

京都府：DMA T調整本部設置（8/6）

熊本県は、

- ・7/28に九州各県

- ・7/29九州・中国・四国各県

- ・7/31に中国・四国・近畿各県

- ・8/3に近畿各県と中部のうち富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

- ・8/7に福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

に対してDMA Tの派遣を要請。

(4) DPATの活動状況（8月31日16時00分時点）

熊本県内においてDPAT 4隊が活動中

（本部活動4隊、現地活動0隊）

全国のDPATに待機要請

宮崎県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

熊本県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

長崎県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

鹿児島県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

東京都：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

佐賀県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

福岡県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

青森県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

群馬県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

島根県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

愛媛県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

北海道：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

栃木県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

神奈川県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

三重県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

兵庫県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

岡山県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
大分県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
沖縄県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
石川県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
静岡県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
愛知県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
京都府：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
鳥取県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
山口県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
香川県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
山梨県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/30）
滋賀県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/30）
茨城県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
新潟県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
長野県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
愛知県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
和歌山県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
徳島県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
高知県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
大阪府：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
広島県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
岐阜県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/3）
千葉県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/3）
埼玉県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/4）
奈良県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/7）
熊本県は、全国のD P A T に対して派遣要請。

（5）災害支援ナースの活動状況（8月31日12時00分時点）

7/30から、熊本県内の医療機関に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県内（熊本県）の災害支援ナース2名が、1医療機関（八代市）で活動中）

8/3から、熊本県内の避難所に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県内外（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県）の災害支援ナース28名が、15避難所（宇城市、氷川町、八代市、宇土市）で活動中）

8/6から、熊本県内の介護施設に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県外（京都府）の災害支援ナース4名が、2施設（氷川町）で活動中）

これまで、延べ485名の災害支援ナースを派遣。

(6) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/28）。

各関係団体に対し、医薬品・医療機器等の供給に支障が生ずることのないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう依頼（7/28）。

医薬品の製造販売業者等からは、設備破損等の報告あり。引き続き被災状況や製品の供給への影響等を調査中（8/7）。

医薬品卸売販売業者の物流センター（熊本県八代市）において、商品が棚から落下し、出荷が滞っていたが、30日（木）より順次復旧しており、医薬品の供給に支障は生じていない。（8/6）。

医療機器の製造販売業者の被害報告はない（7/29）。

(7) 衛生用品等の支援状況

内閣府防災担当の支援物資チームを通じたプッシュ型支援の枠組みにより、関係団体・企業の協力のもと、以下のとおり物資支援を実施している。

到着日	配送先	対象品目	依頼先
7月31日	八代市総合体育館	乳幼児用紙おむつ1,048枚、大人用紙おむつ600枚	日本衛生材料工業連合会
7月31日	グランメッセ熊本	大人用紙おむつ12,048枚、乳幼児用紙おむつ9,272枚	日本衛生材料工業連合会
8月1日	グランメッセ熊本	生理用品10,764枚	日本衛生材料工業連合会
8月3日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ6,348枚、大人用紙おむつ870枚、ガーゼ1,072枚	日本衛生材料工業連合会
8月4日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	乳幼児用紙おむつ6,528枚、生理用品4,212枚、ガーゼ56枚、大人用紙おむつ2,772枚、尿取りパッド3,456枚	日本衛生材料工業連合会
8月4日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ1,320枚、生理用品1,152枚、おりものシート1,728枚	日本衛生材料工業連合会
8月5日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	マスク100,000枚	国備蓄品を日通（株）にて配送
8月6日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	絆創膏20,800枚	日本衛生材料工業連合会

8月6日	グランメッセ熊本	救急セット30セット、ディスポ綿球400球、ガーゼ5,000枚、絆創膏1,340枚 乳幼児用紙おむつ12,336枚、大人用紙おむつ24,096枚	日本衛生材料工業連合会
8月6日	熊本県八代保健所	伸縮杖20本	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月6日	熊本県宇城保健所	伸縮杖20本	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月7日	グランメッセ熊本	大人用紙おむつ14,340枚	日本衛生材料工業連合会
8月7日	グランメッセ熊本	体温計200本、血圧計60個	(株) テルモ
8月7日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	救急セット50セット、マスク35,000枚	日本衛生材料工業連合会
8月8日	アクアドームくまもと	マスク1,600枚	国備蓄品を日通(株)にて配送
8月8日	アクアドームくまもと	大人用紙おむつ13,180枚、尿取りパッド3,060枚	日本衛生材料工業連合会
8月8日	グランメッセ熊本	救急セット15セット	(株) マツキヨココカラ&カンパニー
8月8日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	救急セット15セット	(株) マツキヨココカラ&カンパニー
8月10日	グランメッセ熊本	マスク2,000枚	国備蓄品を日通(株)にて配送
8月10日	グランメッセ熊本	車椅子16台	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月11日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ252枚	日本衛生材料工業連合会
8月11日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	大人用紙おむつ780枚	日本衛生材料工業連合会
8月12日	グランメッセ熊本	生理用品14,922枚、おりものシート13,392枚、尿取りパッド6,030枚	日本衛生材料工業連合会
8月13日	グランメッセ熊本	縫合セット10セット、パルスオキシメーター26個、体温計30本、血糖測定器1個	(株) キシヤ

8月13日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	パルスオキシメーター30 個、血糖測定器10個、医療 用手袋500枚	(株) キシヤ
8月15日	熊本県八代保健所	介護用シャワーチェア15台	日本福祉用具供給 協会
8月15日	熊本県宇城保健所	介護用シャワーチェア5台	日本福祉用具供給 協会
8月17日	グランメッセ熊本	ガーゼ10,160枚	日本衛生材料工業 連合会
8月17日	グランメッセ熊本	弾性ストッキング3,000枚	東レ・メディカル (株) 川本産業(株) アルケア(株) カーディナルヘル ス(株)
8月20日	熊本県八代保健所	置き型手すり152個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月20日	熊本県宇城保健所	置き型手すり100個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月20日	グランメッセ熊本	体温計5本	(株) テルモ
8月21日	熊本県八代保健所	歩行器5個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月22日	熊本県宇城保健所	置き型手すり10個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月24日	熊本県八代保健所	車椅子用可搬型スロープ 2個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月28日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	置き型手すり 1 個	日本福祉用具・生 活支援用具協会

(8) その他の医療班の活動状況

・独立行政法人国立病院機構の活動状況（8月31日17時00分時点）

7月30日から8月2日まで熊本県内の医療機関において初動医療班2チームが活動。8月1日より医療班2チームを追加派遣し、8月3日から更に医療班2チームを追加派遣し、4チームが活動。8月7日より熊本県内の避難所等へ看護師派遣を開始。8月21日より体制を縮小し、2チームが活動。8月30日をもって医療班の活動を終了。

・JDAT（日本災害歯科支援チーム）の活動状況（8月31日16時00分時点）

熊本県より、JDATの歯科医療従事者の派遣要請あり。(7/31)

日本歯科医師会に対し、派遣依頼の事務連絡を発出。(7/31)

熊本県より、県庁の歯科専門職とJDA Tの調整支援のため、厚生労働省職員の派遣要請あり。(8/1)

熊本県に対して厚生労働省から、8月2日から8月15日まで職員（歯科技官1名）を派遣。

熊本県において8月3日からJDA Tの派遣がはじまり、現在2チームが活動中（避難所等で口腔衛生用品の配布を含む歯科保健活動等）。

(8/31)

- ・日赤救護班の活動状況（8月26日18時00分時点）

医療救護班15班、日赤災害医療コーディネートチーム7チーム、こころのケア班4班が活動中

- ・JMA T（日本医師会災害医療チーム）の活動状況（8月26日15時00分時点）

熊本県において25チーム92人が活動中（引き継ぎによる入れ替え、本部支援を含む）

- ・JMA Tに参加する医師の医師資格証の提示について

日本医師会が発行する医師資格証は、医師の資格確認を可能とするものであることについて、熊本県に周知するとともに、管内市町村への周知を要請。(8/28)

※「令和8年熊本地震に伴うJMA Tの医師資格証の提示について（周知）」（令和8年8月28日付け厚生労働省医政局医事課・政策統括官付医療情報連携担当参事官室事務連絡）を熊本県に送付。(8/28)

- ・JRA T（日本災害リハビリテーション支援協会）の活動状況（8月25日18時00分時点）

熊本県において15チーム73人が活動中

(9) 在宅人工呼吸器及び在宅酸素使用患者の安否確認

(8月6日 7時00分時点)

在宅人工呼吸器使用患者の安否確認について、日本医療機器工業会を通じて製造販売メーカー8社に対して情報提供するよう依頼(7/30)

在宅酸素使用患者の安否確認について、日本産業・医療ガス協会及び在宅酸素供給装置保守点検事業者8社に対して情報提供するよう依頼(7/28)

すべての業者より安否確認できた旨の連絡あり。特筆すべき被害報告はなし。

3 社会福祉施設等関係

九州地方各県に対し、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(7/28)

(1) 高齢者関係施設の被害状況

熊本県997施設、福岡県3施設、長崎県2施設において以下のとおり被害の報告あり。(8/31)

	被災施設数		被災状況別内訳							
	最大	現在	建物被害		停電		断水		ガス停止	
			最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	997	952	872	867	66	1	379	241	166	102
熊本市 (くまもと市)	299	299	299	299	4	0	27	0	28	0
八代市 (やつしろ市)	225	223	178	178	29	0	147	128	72	60
宇城市 (うき市)	89	87	69	69	13	0	67	56	21	20
宇土市 (うとし)	56	56	49	49	1	0	34	26	7	5
甲佐町 (こうさまち)	30	28	30	28	0	0	0	0	0	0
益城町 (まきしまち)	28	27	25	25	5	0	6	1	5	1
上天草市 (かみあまくさし)	33	21	21	21	0	0	26	0	1	0
氷川町 (ひかわちょう)	26	22	19	19	3	0	21	16	9	9
美里町 (みさとまち)	21	21	18	18	5	0	4	4	5	4
御船町 (みふねまち)	19	17	17	17	5	0	9	2	3	0
菊陽町 (きくようまち)	16	16	15	15	0	0	3	1	0	0
大津町 (おおづまち)	16	16	16	16	0	0	1	0	1	0
天草市 (あまくさし)	15	15	15	15	0	0	2	0	0	0
玉名市 (たまなし)	13	13	13	13	0	0	0	0	1	0
合志市 (こうしし)	14	13	13	13	0	0	0	0	0	0
水俣市 (みなまたし)	8	8	7	7	0	0	6	0	2	1
西原村 (にしはらむら)	9	8	8	7	0	0	5	1	0	0
山都町 (やまとちょう)	11	7	7	7	0	0	4	0	1	0
嘉島町 (かしままち)	7	7	7	7	1	1	1	1	1	1

芦北町 (あしきたまち)	7	6	4	3	0	0	7	5	2	1
菊池市 (きくちし)	10	5	4	4	0	0	2	0	6	0
阿蘇市 (あそし)	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0
産山村 (うぶやまむら)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
南阿蘇村 (みなみあそむら)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
和水町 (なごみまち)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
あさぎり町 (あさぎりちょう)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	8	3	3	3	0	0	5	0	0	0
苓北町 (れいほくまち)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
球磨村 (くまむら)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
玉東町 (ぎよくとうまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
高森町 (たかもりまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
山鹿市 (やまがし)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
津奈木町 (つなぎまち)	3	2	3	2	0	0	2	0	0	0
荒尾市 (あらおし)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
水上村 (みずかみむら)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
相良村 (さがらむら)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福岡県(合計)	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
朝倉市 (あさくらし)	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
長崎県(合計)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
南島原市 (みなみしまばらし)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
鹿児島県(合計)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
いちき串木野市 (いちきくしきのし)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

(2) 障害児者関係施設の被害状況

熊本県内の455施設から以下のとおり被害の報告あり。(8/31)

	被災施設 数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	455	420	291	263	90	0	201	125	60	49
熊本市 (くまもと市)	125	115	88	81	11	0	20	5	8	4
八代市 (やつしろ市)	96	86	49	39	11	0	53	40	19	14
宇城市 (うきし)	92	89	73	69	28	0	53	35	19	19
宇土市 (うとし)	45	43	33	32	18	0	34	19	12	11
甲佐町 (こうさまち)	11	11	3	3	2	0	5	3	0	0
菊陽町 (きくようまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
御船町 (みふねまち)	10	10	4	4	0	0	5	5	0	0
美里町 (みさとまち)	12	11	6	6	1	0	2	0	0	0
合志市 (こうしし)	7	7	5	5	0	0	0	0	1	0
天草市 (あまくさし)	5	5	4	4	0	0	2	2	0	0
益城町 (ましきまち)	21	18	11	8	12	0	4	4	0	0
水俣市 (みなまたし)	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	8	2	0	0	0	0	8	0	0	0
大津町 (おおづまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
上天草市 (かみあまくさし)	3	3	2	2	0	0	2	2	0	0
氷川町 (ひかわちょう)	11	11	6	3	7	0	11	8	0	0
和水町 (なごみまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
阿蘇市 (あそし)	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
嘉島町 (かしままち)	2	2	2	2	0	0	1	1	0	0

(3) その他施設の被害状況

熊本県内の救護施設から以下のとおり報告あり。(8/20)

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	4	3	2	2	0	0	2	0	1	0
熊本市 （くまもとし）	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
八代市 （やつしろし）	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
芦北町 （あしきたまち）	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0
西原村 （にしはらむら）	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

(4) DWAT の活動状況

- ・熊本県内において、DWAT 19 チームが活動中（8/31）
- ・各都道府県に対して、管内の DWAT チーム員との連絡体制の確保等を依頼済み（7/30）。
- ・各都道府県に対し、熊本県への DWAT 派遣についての協力を依頼（7/31）。

(5) 社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣状況

- ・熊本県内の 25 施設から職員派遣の要望があり、25 施設と調整済み（8/31）。
- ・各都道府県に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員等の派遣に係る協力を依頼（8/5）。
- ・被災した社会福祉施設等に対し、県内施設からの介護職員等の派遣に加え、他の都道府県の施設等からの派遣を開始（8/12）。

(6) 被災者の生活保護の取扱いについて

被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活困窮に至る事案が想定されることなどを踏まえ、保護の実施責任などの留意点について自治体に周知済み（7/29）。

一時的に保護費の支給が困難な状況にある場合の「緊急小口資金」活用について自治体に周知済み（8/7）。

被災者に対する義援金等に係る収入認定の取扱いについて、自治体に周知済み（8/24）

(7) その他

- ・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、児童福祉施設や保護施設等において、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を周知（7/30）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。また、法人間、関係団体との連携による応援職員の確保を依頼するとともに、関係団体に対しても協力を要請（7/31）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る費用（旅費及び宿泊費）について、災害救助費から支弁される旨を周知（7/31）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、「令和八年熊本地震による災害」が激甚災害に指定されたことを受け、建物被害があった施設の復旧費を支援する「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の申請期限について、被災後30日から60日に延長し、受け付ける旨を周知（8/7）。
- ・熊本県ほか被災自治体に対し、井戸水を使用している高齢者施設等の井戸の復旧費について「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となることを周知（8/10）。
- ・各都道府県に対し、被災した社会福祉施設等が、現に避難者を受け入れているか否かに関わらず、避難を希望する者を受け入れる体制を整える場合には、福祉避難所とみなすことが可能であり、この場合、派遣職員の人件費及び旅費等については、災害救助費の対象となる旨等を周知（8/13）。
- ・熊本県ほか被災自治体に対し、施設内配水管の検査や小規模分散型水循環システムの利用に関する費用について、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となることを周知（8/14）。
- ・熊本県ほか被災自治体に対し、井戸水を使用している高齢者施設等の井戸の復旧費について「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となること及び施設内配水管の検査や小規模分散型水循環システムの利用に関する費用について、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となることを周知（8/17）。

4 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（7/28）。

熊本県内にある94カ所の透析施設のうち、日本透析医会の運営している災害時情報ネットワークを通じて、最大13カ所の透析施設より透析実施困難との報告があったが、給水支援、ライフラインの復旧等により13カ所全ての施設で透析実施可能となったと報告を受けている。（8/24）

熊本県及び透析医会を通じて、透析患者の医療機関調整の状況や透析施設の復旧状況をフォローアップ中。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（7/28）。

現時点で被害報告無し。

(3) DHEAT の活動状況

・ D H E A T : 7 チーム活動中

派遣先	派遣元	派遣期間
八代保健所	福岡県	7/31～8/31
	大分県	8/4～8/31
	北海道	8/31～9/14
宇城保健所	福岡市	7/31～8/31
	広島県	8/26～8/31
	香川県	8/31～9/14
	佐賀県	8/31～9/14

(4) 保健師等チームの活動状況

熊本県内において保健師等チーム29チームが活動中。

派遣先	派遣元自治体	活動開始日
熊本市	宮崎市	7月31日から
	北九州市（8月26日終了）	8月1日から
	福岡市	8月1日から
	岡山市（8月28日終了）	8月4日から
	広島市（8月26日終了）	8月4日から
八代保健所管内	愛媛県	8月2日から
	京都府（8月31日終了）	8月4日から
	大阪府（8月31日終了）	8月4日から

		滋賀県 (8月31日終了) 鹿児島市 (8月31日終了) 奈良県、神奈川県 山口県 大阪市 (8月31日終了) 岩手県 山梨県 (8月31日終了) 栃木県 (8月31日終了)	8月5日から 8月5日から 8月5日から 8月5日から 8月7日から 8月7日から 8月9日から 8月10日から
	八代市	大分県、長崎県※	7月31日から
	氷川町	佐賀県 宮崎県	8月1日から 7月31日から
	宇城保健所管内	和歌山県 (8月31日終了) 石川県 (8月28日終了) 岐阜県 (8月28日終了) 徳島県 (8月30日終了) 静岡県 長野県、三重県	8月3日から 8月4日から 8月4日から 8月4日から 8月5日から 8月10日から
	宇城市	福岡県 沖縄県 (8月31日終了) 福島県 (8月31日終了) 神戸市 (8月31日終了) 兵庫県 香川県	7月31日から 8月4日から 8月5日から 8月5日から 8月5日から 8月6日から
	宇土市	鹿児島県	7月31日から

※ 長崎県は、7/31～8/18まで美里町を支援

・派遣までの経緯については以下のとおり。

7/29熊本県において保健師等チームの派遣要請あり。九州地域各県に対し、7/31以降、7チームを熊本県内4市2町へ派遣予定(7/29)。宮崎県は、八代市支援予定だったが、7/31から主に氷川町を支援することで調整済み。

※ 「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について(照会)」(令和8年7月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)

※ 「(事務連絡) 令和8年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣調整結果について」(令和8年7月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)

熊本県より保健師等チームの追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を发出し、15チームを随時追加派遣。

※ 「(事務連絡) 令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣調整結果について」(令和8年7月30日、31日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)

8/3熊本県より保健師等チーム9チーム追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を发出し、9チームを随時追加派遣。

※ 「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について(照会)」(令和8年8月3日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)

生局健康課事務連絡)

8/7 熊本県より保健師等チーム4チーム追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、4チームを随時追加派遣。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について(照会)」(令和8年8月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)

8/20 熊本県より9月以降の保健師等チームについて派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、9月以降チーム数合計22チームとなるよう派遣調整。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について(照会)」(令和8年8月20日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)

(5) 被災者の健康管理

- ・各都道府県等に対し、地震の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、熱中症やエコノミークラス症候群等に対し十分な対策を行うよう依頼(7/28)。

- ・各都道府県・保健所設置市・特別区に、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に関する対応を依頼。(7/29)

※「令和8年熊本地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」(令和8年7月29日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡)

- ・日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援と、その一環として、要配慮者への食品等の提供に係る体制整備(特殊栄養食品ステーションの設置)について依頼。(7/29)

※「令和8年熊本地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について(協力依頼)」(令和8年7月29日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡)

- ・日本栄養士会が、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)2チームを八代地区・宇城地区に派遣。熊本県栄養士会及び熊本県総合保健センターに特殊栄養食品ステーションを設置(7/30)。

- ・熊本県内において、JDA-DAT 1 チームが活動中(8/31)。

(6) 感染症対策

- ・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であるこ

とを周知。(7/28)

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る感染症対策等について」(令和8年7月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

- ・被災者の申出により、他自治体が被災者に対して定期接種を実施して差し支えないこと、当該定期接種の実施に当たっては健康状態をよく把握すること及び法令に定める接種時期を超えた場合も被災者に対する定期接種を実施できることを周知。(8/7)

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて」(令和8年8月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)

(7) DICT・FETPの活動状況

熊本県内においてDICT 1隊が活動中。

- ・災害時感染制御チーム(DICT)の活動状況(8月31日17時00分時点)

熊本県よりDICTの派遣要請あり(7/31 20時)。先遣隊は8月4日に現地到着。5日に本隊が到着し、八代市保健所管内、宇城市保健所管内を中心に重点支援避難所を同定し避難所の巡回・アセスメント等を実施。

コロナ発生時の対応フローを作成し、調整本部を通じて各保健医療福祉活動チームに提供。また巡回した避難所において、感染症対策に関する助言を行い、実情に合わせて必要な感染対策が取られていることを確認。

- ・実地疫学専門家(FETP)の活動状況(8月31日17時00分時点)

熊本県よりFETPの派遣要請あり(8/2 14時)。8月4日より現地で感染症疫学情報の分析と環境衛生の評価等を実施。8月18日より遠隔支援に移行し、8月28日で毎日のレポート提供は終了し、必要に応じて支援を行う体制へ移行。

(参考) 8月4日以降、八代市及び宇城市内の複数の避難所で発熱や呼吸器症状を呈する方を認め、一部の避難所では新型コロナウイルス感染症(COVID-19)及びインフルエンザの感染者も確認された。その後の支援活動等により感染症患者の発生は減少し、避難所で療養されている感染症患者は、DICTからの報告によると、8月30日現在、八代市において、COVID-19が1名、インフルエンザが1名となっている。

(8) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医

療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県及び関係団体宛に発出（7/28）。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和8年7月28日付け関係課連名事務連絡）

（9）食中毒対策

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットとともに発出。（7/29）

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）

（10）アレルギー対策

都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請（7/29）。

- ・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用

- ・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

※「令和8年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和8年7月29日付け3省庁連名課長通知）

また、各都道府県に対し、避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出（7/29）。

※「避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）

（11）生活衛生関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和8年7月29日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力を行うことを文書で要請するとともに、関係自治体に対して上記の内容を情報提供し、必要に応じ、管下の生活衛生同業組合と連絡調整するよう依頼（7/29）。

（12）日本政策金融公庫への協力要請

- ・日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、当面の貸付業務についての配慮を要請（7/29）。

- ・日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰り

に重大な支障が生じないように、返済猶予の手続き及び提出書類の簡素化等についての配慮を要請（8/5）。

- ・日本政策金融公庫の融資に関して、局激激甚指定を受けた市長村において、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業・小規模事業者等を対象に、特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施（貸付後3年間、1千万円まで）（8/25）。

（13）火葬場の被害状況

熊本県内の2火葬場（宇城市、天草市）で受入れ停止（近隣火葬場で受入れ）していたが、うち1火葬場（宇城市）について通常稼働再開、残る1火葬場（天草市）も通常稼働再開、1火葬場（熊本市）が1炉稼働停止（全15炉）していたが、復旧し、全炉稼働。（県内28火葬場全て通常稼働中）（8/10）

（14）心のケアについて

被災者及び支援者の心のケアとして、継続的な相談対応やリーフレットによる情報提供を行うよう事務連絡を発出。（8/4）

※「【事務連絡】被災された方の心のケアに関する対応について」（令和8年8月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

（1）薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

熊本県薬務衛生課より8月26日14時時点での被害状況について報告あり。被害があった143施設中、営業不可の状態にあるのは4施設。

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		断水		停電		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	143	143	93	89	59	59	22	20	34	34
熊本市 （くまもとし）	32	32	16	16	3	3	4	2	14	14
八代市 （やつしろし）	46	46	34	34	19	19	6	6	9	9
氷川町 （ひかわちょう）	2	2	1	1	0	0	2	2	0	0
菊陽町	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0

(きくようまち)										
山鹿市 (やまがし)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
宇土市 (うとし)	8	8	4	4	8	8	0	0	2	2
宇城市 (うきし)	25	25	18	18	19	19	7	7	3	3
美里町 (みさとまち)	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0
南阿蘇村 (みなみあそむら)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
天草市 (あまくさし)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
上天草市 (かみあまくさし)	8	8	2	2	7	7	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	2	2	2	1	1	1	0	0	1	1
嘉島町 (かしままち)	5	5	3	3	1	1	1	1	1	1
益城町 (ましきまち)	3	3	3	2	0	0	1	1	1	1
水俣市 (みなまたし)	3	3	2	2	0	0	0	0	1	1
芦北町 (あしきたまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

- ・ モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の活動を宮崎県薬剤師会が8月9日まで、熊本県・福岡県薬剤師会が8月12日まで実施。
- ・ 熊本県薬剤師会が避難所における、おくすり相談対応等を8月17日まで実施。
- ・ 災害薬事コーディネーターが災害時の薬事ニーズに関する調整を8月17日まで実施（熊本県庁、八代保健所、宇城保健所、熊本県薬剤師会）
- ・ 引き続き情報の収集に努める。
- ・ イオンモール熊本内の薬局（1件）については人的被害なし（県薬剤師会より）。

○各都道府県等に対して、被災地における医薬品等の取扱いについて周知。

※「令和8年熊本地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」（令和8年7月29日付け厚生労働省医薬局総務課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/29）。

○熊本県より、医療救護活動及びそれに関連する支援業務を行う薬剤師の派遣要請あり。(8/9)

- ・日本薬剤師会と日本病院薬剤師会に対し、派遣依頼の事務連絡を発出。(8/9)

- ・医療機関の病院薬剤部門に対し、病院薬剤師会による薬剤師派遣を8月24日まで実施（熊本県病院薬剤師会、日本病院薬剤師会）

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

現時点で被害報告なし。また、熊本県にある血しょう分画製剤メーカー（KM バイオロジクス（株））についても現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

熊本県薬務衛生課より7/30時点での被害状況として、毒劇施設1件（美里町）の停電の報告があったものの、復旧済み。

(4) 麻薬

- ・各都道府県等に対して、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの医療用麻薬の譲渡の手続きについて周知。

※「令和8年熊本地震における医療用麻薬の譲渡の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（令和8年7月29日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/29）。

- ・各都道府県等に対して、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの被災県内への医療用麻薬の県境移動の手続きについて周知。

※「令和8年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」（令和8年7月30日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/30）。

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【8月3日 9:30時点】

地震の発生に伴い、確認された都道府県労働局の被害状況は以下の2点のみ。

○ 熊本労働局管内

- ・八代労働基準監督署に勤務する非常勤職員が、勤務を終えて自宅にいた

ところ、肩を負傷して病院を受診した。

○ 鹿児島労働局管内

- ・ 川内公共職業安定所宮之城出張所において、空調の不具合が確認されたが、保守事業者に連絡をとり、所要の操作を行って復旧させた。

また、本日8/3（月）の臨時閉庁状況は以下のとおり。

○ 熊本労働局

8／3（月）から、局及びすべての署所で通常通り開庁した。

なお、7／30（木）、熊本労働局に震災関係の特別労働相談窓口を設置し、震災に関する雇用・労働に係る相談への対応を開始した。

（2）地方厚生（支）局関係

- ・ 職員の人的被害なし。
- ・ 九州厚生局熊本事務所の入居庁舎（熊本第二合同庁）において一時的に断水があったが、21:40時点で復旧が確認された。その他の庁舎においては被害なし。

7 障害者支援関係

（1）被災した要援護障害者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/28）。
- 八代市・氷川町・宇城市・宇土市・美里町において、県内外の相談支援専門員が障害福祉サービス等を利用してない在宅の障害児者を個別訪問して状況把握等をする取組を実施（八代市・氷川町は8/5～8/8、宇城市・宇土市・美里町は8/17～8/22で実施）。訪問総数は八代市171件・氷川町93件・宇城市71件・宇土市64件・美里町131件。
- ストーマ用品セーフティーネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヶ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。（8/6）

（2）精神保健福祉法における入院手続について

被災地で新たに措置入院を行う際の手続や、医療保護入院者の転院を行う際に同意する家族等を見つけるのが困難な場合における手続等についてQ&Aを発出。（7/28）

- (3) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（7/29）
- (4) 介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて
災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求期限等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知。（7/29）
- (5) 障害福祉サービスの支給決定や利用について
○ 被災により受給者証を紛失等した場合に、受給者証を提示しなくても障害福祉サービス等を受けることができる旨、被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知。（7/29）
○ やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合に報酬算定ができることや、報酬算定の対象となる具体的な事例について周知。（8/7）
- (6) 被災に係る介護給付費の取扱いについて
障害福祉サービスの利用者や事業所が被災した場合等における障害福祉サービス等報酬の加算等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを各都道府県等に周知。被災地に職員を派遣した派遣元の障害福祉サービス事業所において、人員配置基準の柔軟な取扱いを可能とすることを各都道府県等に周知。（7/29）
- (7) 介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて
災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求について、概算請求や利用者負担額減免等に係る請求を行う場合の取扱いを各都道府県等に周知。（7/31）
- (8) 障害福祉サービス等の利用者負担額の猶予・免除について
○ 障害福祉サービス等の利用料の支払いが困難な者について、利用者負担額の猶予・免除等ができることについて各都道府県等に周知し、利用者負担額の猶予・免除等の実施について、熊本県及び県内市町村あてに意向確認を依頼。（8/4）
○ 障害福祉サービス等の利用料の支払いが困難な者について利用料の免除を行った場合には、当該免除額については、令和8年度予算「被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置」において、各市町村への財政支援を行う予定である旨を周知。（8/13）

- (9) 令和8年熊本地震による災害に伴う被災者に係る利用者負担額及び支給決定等有効期間の取扱いにおける国保連システムの対応について
- 障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払い猶予及び支給決定等有効期間の延長に関する国保連システムの対応方法を周知。(8/18)

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/28）。
- ※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和8年7月28日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/28）。
- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
- ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年7月28日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/28）。
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和8年7月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/28）。
- ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和7年7月28日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/28）。
- ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（7/28）。関係者に対する周知を、関係団体、

都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/28）。

※「令和8年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和8年7月28日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（7/28）。

- 今般発生した令和8年熊本地震が、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和8年3月31日付け保医発0331第2号保険局医療課長通知）に規定する「対象となる災害」に該当すること等について、関係者に対する周知を関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/29）。

※「令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和8年7月29日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/29）。

- 令和8年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを定め、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/30）。

※「令和8年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて」

（令和8年7月30日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/30）。

- 被災地域以外に所在する医療機関等であっても、被災者の受け入れ等の事情により当該機能の利用を希望する施設からの申請受付を開始（7/30）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/30）。

※「令和8年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2）」（令和8年7月30日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（7/30）。

- 令和8年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の事務に係る取扱いを定め、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/31）。

※「令和8年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」

（令和8年7月31日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/31）。

- 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、熊本県及び後期高齢者医療広域連合に対し連絡。

※「令和8年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実

施について（要請・意向確認依頼）」（令和８年８月３日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（8/3）。

- 被災者が医療機関・薬局等で受診等する際、対象者である旨を申告することと、窓口での支払いが猶予となる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局等に要請（8/7）。
※「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和８年８月７日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付（8/7）。
（以後、実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、８月13日、14日、19日付けで医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局等に要請再周知。）
- 国民健康保険及び後期高齢者医療における一部負担金等の免除額について、市町村及び後期高齢者医療広域連合に対して特別調整交付金、国民健康保険組合に対して特別調整補助金による財政支援を行う予定である旨を記載した事務連絡を発出。
※「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（保険者等向け）」（令和８年８月７日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/7）。
- 被災者が受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについての周知を、地方厚生（支）局、都道府県に要請（8/7）。
※令和８年熊本地震に伴う災害の被災者が受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（令和8年8月7日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/7）。
- 一部負担金等の取扱いに関するQ & Aについて、都道府県等に対し連絡。
※「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ & Aについて」（令和８年８月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/10）
- 特別調整交付金・特別調整補助金による財政支援の対象となる国民健康保険料（税）の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。
※「令和８年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」

（令和８年８月12日付け保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付（8/12）。

- 保険者等による保険医療機関等の請求額の按分方法等について、都道府県等へ連絡。

※「令和８年熊本地震による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」（令和８年８月12日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/12）。

- 特定被災区域内の保険医療機関・保険薬局の指定の更新期限を令和９年１月27日まで延長すること等の周知を、関係団体、地方厚生（支）局に要請（8/18）。

※「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第３条第２項の規定に基づき同条第１項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和９年１月27日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて（令和8年8月18日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/18）。

- 令和８年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いを定め、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に周知を要請（8/18）。

※令和８年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（令和8年8月18日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/18）。

- 被災者の治療用装具に係る療養費の取扱いについての周知を、地方厚生（支）局、都道府県に要請（8/21）。

※令和８年熊本地震による被災者の治療用装具に係る療養費の取扱いについて（令和8年8月21日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/21）

- 事業状況報告の記載方法等について、保険者等へ連絡。

※「令和８年熊本地震による被災に伴う健康保険・船員保険事業状況報告、国民健康保険毎月事業状況報告書及び後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療毎月事業状況報告書の記載方法等について」（令和８年８月25日付け）保険局調査課事務連絡）及び「令和８年熊本地震による被災に伴う健康保険・船員保険事業状況報告の記載方法等について」（令和８年８月25日付け）保険局調査課事務連絡）を送付（8/25）

- 令和８年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置について、令和８年９月１日以降も当面の間継続することとし、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に周知を要請（8/26）。

※令和８年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間につい

て（令和8年8月26日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/26）。

9 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/28熊本県）。
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/28）。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/28）。
- 八代市・氷川町・宇城市において、県内外の介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士等が在宅の高齢者等を個別訪問して状況把握等をする取組を実施（八代市・氷川町は8/5開始。宇城市は8/24開始）訪問総数は8/26までで八代市553件、氷川町471件、宇城市12件。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/28）。
- 請求明細書の提出期限等について柔軟な対応が可能であることや被災事業所がサービス提供記録等を滅失又は棄損等した場合に令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行うことを可能とすることを周知（7/29）。
- サービス提供記録等を滅失又は棄損等した被災事業所が令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行う際の取扱いやその他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて周知（7/30）。
- 熱中症予防の取組を含めた要援護高齢者等の状況確認と適切な支援の実施、ケアマネジメントに係る基準及び介護報酬等に係る柔軟な取扱いが可能であること等について、事務連絡を発出。
※「令和8年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」を送付（7/30）
- 7月30日に発出したサービス提供記録等を滅失又は棄損等した被災事業所が令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行う際の取扱いやその他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについての事務連絡を一部更新した事務連絡を発出。（8/20）

(3) 被災者に係る利用者負担の免除等の実施について

○保険者等（熊本県及び市町村）に対し、利用者負担の免除等の実施を要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう求める事務連絡を发出（8/3）。

※「令和8年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について」を送付（8/3）。

○介護保険における利用者負担の猶予・免除等に関する取扱いを示すとともに、免除額については特別調整交付金による財政支援を行う旨を記載した事務連絡を发出（8/7）。

※「令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」及び「令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」を送付（8/7）。

○介護サービスの利用料の取扱いに関するQ & A及び利用料減免の要綱について記載した事務連絡を发出（8/18）。

※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ & A及び介護保険の利用料減免の取扱要綱について」を送付（8/18）。

○福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ & Aについて記載した事務連絡を发出（8/18）。

※「令和8年熊本県地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ & Aについて」を送付（8/18）。

○特別調整交付金による財政支援の対象となる介護保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出（8/20）。

※「令和8年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」を送付（8/20）。

(4) 避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続きについて

○避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスや介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟な取扱いを可能とすることを周知（8/4）。

(5) 避難所への福祉用具のプッシュ型支援について

○熊本県より八代市・宇城市の避難所における据置型手すり及び杖の設置に関し支援要請を受け、内閣府防災の支援物資チームを通じたプッシュ型支援の枠組みにより、日本福祉用具・生活支援用具協会の協力のもと、八代市保健所へ手すり150台・杖20本、宇城市保健所へ手すり100

台・杖20本を、日本福祉用具供給協会の協力のもと、八代市保健所へシャワーチェア15台、宇城市保健所へシャワーチェア5台を配送中（8/5～）。配送後は JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）が各避難所へ運搬し、設置する予定。また、熊本県を通じ、県及び宇城市、八代市より車椅子16台の支援要請があり、日本福祉用具・生活支援用具協会において手配し、グランメッセ熊本（益城町）へ配送済み（8/6・7）。

（6）避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

各都道府県に対して、避難生活に伴う心身機能の低下の予防及び避難所における認知症高齢者やそのご家族に対する適切な支援に関するマニュアル、リーフレット等を送付し、避難所等への掲示・配布や関係各所への共有等を依頼（8/13）。

（7）介護支援専門員更新研修等の取扱いについて

○熊本県に対し、介護支援専門員更新研修等の受講について受講者に不利益が生じることのないように弾力的な取扱いについて事務連絡を発出。

※「令和8年熊本地震に伴う介護支援専門員更新研修等の取扱いについて」を送付（8/25）。

10 労働関係

（1）労働基準関係

○労働基準関係の業務運営について

・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（7/28）。

※「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和8年熊本地震）」（令和8年7月28日付け事務連絡）

①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化

②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施

③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

○地震に伴う休業・解雇・災害時の時間外労働に関する取扱いについて

・地震の影響に伴う休業・解雇等・災害時の時間外労働等に関する一般的な考え方を取りまとめQ&Aを公表（8/4）。

・上記Q&Aに賃金・年次有給休暇・労働時間・労災補償・安全衛生等の項目を追加し公表（8/7）・更新（8/25）

○特定非常災害への指定を踏まえた措置

- ・令和８年熊本地震による災害が特定非常災害に指定されたことを踏まえ、

- ①労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付の請求期限
 - ②賃金の支払の確保等に関する法律に基づく未払賃金の立替払の請求期限
 - ③労働安全衛生法に基づく特定機械等の検査証や登録の期限
- 等について延長等の措置を講じた。(8/7)

○労働基準局所管施設（障害者関係施設）の被害状況について

	被災 施設数		被災状況内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0
宇土市 （うとし）	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0

○労災補償給付について

- ・「預金通帳・届出印等を紛失した場合の金融機関等における払戻しの取扱い」及び「労災年金証書を紛失した場合の労働基準監督署における再発行の取扱い」をホームページに掲載（7/31～）
- ・郵便局窓口での現金払いで労災給付を受領している方で、送金通知書が届かなかった場合、または、受け取りに必要な送金通知書や年金証書を紛失した場合の取扱いをホームページへ掲載。(8/10)
- ・労災保険の特例請求に係る事務の取扱いを定め、都道府県労働局に指示するとともに、関係団体に対して周知を要請（8/3）
※「令和８年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（令和８年８月３日付け労働基準局補償課長通達）
- ・定期報告書の提出期限が令和８年６月末日となっている労災年金等受給者の方で、まだ提出できていない方への対応について都道府県労働局に指示するとともに、同旨についてホームページへ掲載。(8/7)
※「令和８年熊本地震の被災者における定期報告の取扱いについて」（令和８年８月７日付け労働基準局労災保険業務課長通達）

○労働保険料等について

- ・令和８年８月12日付けで「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（令和８年厚生労働省告示第314号）を公布し、指定地域（熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町）に所在地を有する事業場の事業主等の労働保険料等について納期限等を延長。都道府県労働局に取扱い及び周知について指示。

(8/12)

※「『熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件』の制定等について」(令和8年8月12日付け労働基準局長・職業安定局長通達)

○労働安全衛生関係

・労働災害発生状況

死亡17名、休業(4日以上) 135名

※8月28日19時00分時点で確認済みの情報

- ・復旧作業等における安全確保のため、熊本労働局・各労働基準監督署等による作業現場の安全パトロールの実施(7/30～)
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、業界団体及び関係行政機関に要請(7/31)
- ・災害復旧工事に当たる方の熱中症防止のため、経口補水液を熊本労働局・労働基準監督署に配布(8/12、約1,600本配送済。安全パトロール等において必要な方への配布や助言を行う)
- ・がれき処理や建築物の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底等について、環境省と連名で業界団体及び関係行政機関に要請(7/31)するとともに、作業に当たる方の安全衛生確保のため、呼吸用保護具(防塵マスク)を熊本労働局・労働基準監督署に配布(8/7、2,500枚配送済。安全パトロール等において必要な方への配布や助言を行う)
- ・復旧工事における石綿ばく露防止対策のため、アスベストアナライザー(建材等に含有される石綿を赤外線で検知できる携帯型検出器)を熊本労働局に追加配備(1台→3台)(8/5)
- ・(独)労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(7/29～)
- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に、被災者に対するこころのケアの参考になる情報を掲載(7/29～)

○労災病院・産業医科大学病院関係

- ・労災病院(長崎、中国等)、産業医科大学病院からDMATを派遣
 - ・熊本労災病院において災害対策本部設置済。DMAT活動拠点本部設置済、DMAT受入済み
 - ・産業医科大学災害産業保健センターから熊本県庁に産業医等の専門家を派遣し、自治体職員やJMAT等の対応者への健康支援を実施(8/3～)

(2) 職業安定関係

○雇用保険関係

- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示(7/29)。(事

務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」)

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

○雇用調整助成金の特例措置の実施

・雇用調整助成金の特例措置について、関係省令を8月25日に公布し、同日施行。

・特例措置の主な内容（地震発生日（7月28日）に遡って適用）

- ① 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する全国の事業主を対象
- ② 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ③ 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- ④ 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）

○障害者雇用関係

・指定地域（熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町）に主たる事業所の所在地を有する事業主の障害者雇用納付金について納期限等を延長。都道府県労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に取扱い及び周知について指示。（8/12）

※「『熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件』の制定等について」（令和8年8月12日付け労働基準局長・職業安定局長通達、職業安定局長通達）を送付。

(3) 人材開発関係

○能力開発施設等

- ・熊本県立高等技術専門校については、外壁にひび割れ等の被害報告あり。8/16まで夏季休暇、8/17より訓練再開。熊本県立技術短期大学校については、天井の崩落、外壁の表面剥離、ガラスの破損など多数の建物被害が発生。水道はトイレの使用が可能な程度まで復旧。7/28は休校とし、7/29から夏季休暇を前倒し。
- ・鹿児島県内の障害者職業能力開発校については、実習棟の壁の一部に亀裂が発生。
- ・介護労働安定センター熊本支部については、ひび割れ程度の被害はあるが通常使用は可能。介護労働講習は29日・30日を休講。

- ・ 熊本県内の地域若者サポートステーション（やつしろサポステ）については、電気、水道等の被害により臨時閉所となっていたが、7月31日から通常運営再開。
- ・ 熊本県職業能力開発協会における技能検定の実技試験については、県内で被災した会場で実施予定の試験を技能振興センターで実施するよう日程再調整中。一部の職種において前期試験実施期間の延期が必要な可能性あり。鹿児島県職業能力開発協会における8月4日（火）実施予定の随時検定（基礎級：パン製造）は、全受検者（10名）が熊本県内在住者のため、検定日を延期し日程等調整中。
- ・ 認定職業訓練施設のうち、職業訓練法人上益城建設職業訓練運営会については、材料小屋の瓦の落下、小屋に保管していた資材が扉を突き破る等の被害があったが全て修繕等は完了。職業訓練法人熊本市職業訓練センターについては、被災対応等で複数の受講困難者がいるため状況を確認しながら完全再開予定。その他の施設は被害なし。
- ・ 熊本県内の離職者委託訓練実施機関及び求職者支援訓練実施機関の一部について、施設の被害や入居する建物の臨時休館があるため一時休校や代替施設での実施を調整していたが、順次従前の建物での訓練を再開。また、通所困難な受講生に対しオンライン訓練の対応を実施。
- ・ 「令和8年熊本地震への対応について（人材開発関係）」（8/10）を発出し、以下を通知。
 - ①被災により職業訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱う
 - ②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の敷地を、被災地域及びその周辺地域の地方公共団体等から要請等があった場合に、仮設住宅用敷地等として提供する
 - ③災害発生前から事業主が開始していた認定職業訓練等について、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とする
- ・ 「令和8年熊本地震を受けた令和8年度前期技能検定試験の取扱いについて」（8/26）を発出し、被災により実施が困難となった技能検定実技試験について、実施期間の延長を通知。

○その他の人材開発関連施設

- ・ 外国人技能実習機構（熊本支所、福岡事務所、高松事務所）については建物被害なく、職員についても全員無事を確認。7月29日朝から、被災状況及び技能実習生の安否確認を実施し、終了（8月10日）。ベトナム国籍の技能実習生1名の死亡を確認（工場内でクレーンが落下し、下敷きになったもの）。

- ・ 安否が確認できた技能実習生3,940名のうち、死亡1名、負傷4名、被害なし3,935名。
※震度6弱以上又は震度欠測の市町村在住者を対象に安否確認。
- ・ 実習実施者の事業所が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができる旨の通知（「令和8年熊本地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」（7/29）を発出。
- ・ 外国人技能実習機構において、特別相談窓口の設置及び実習継続困難時の届出や実習先変更についての支援を行うことなどについて、通知（「令和8年熊本地震による災害に伴う技能実習への対応について（依頼）」（7/30））を発出。
- ・ くまもと新卒応援ハローワークに特別相談窓口を設置し（7/30）、被災により就職活動等に支障が生じた学生・生徒等の職業相談等を実施。
- ・ 監理団体の許可の有効期間の延長について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に基づき告示を制定（8/7）。
- ・ 災害発生前から開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合であっても、当該訓練等に既に要した経費及び賃金は人材開発支援助成金の助成対象とする旨の通知（「令和8年熊本地震への対応について（人材開発支援助成金関係）」（8/10））を発出。
- ・ 被災した学生・生徒等に対し柔軟な採用活動を行うよう、文部科学省と連名で全国の経済団体・業界団体へ要請（8/14）。
- ・ 就職活動等に支障が生じた学生等に対する対応に万全を期すよう、都道府県労働局安定部長向けに内かんを発出（8/14）。
- ・ 令和8年厚生労働省告示第324号によりキャリアコンサルタントの登録期間の延長を措置済み。当該告示の制定及び特例措置に係る留意点等について、指定登録機関の長宛て通知を発出（8/19）。特例措置について、厚労省 HP にて周知。

（4）（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構関係

- ・ 熊本県内の3施設（熊本職業能力開発促進センター・熊本職業能力開発促進センター荒尾訓練センター及び熊本障害者職業センター）に建物被害等はなく、職員についても全員無事を確認。

（5）勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払

手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知
(7/29)

- ・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知 (7/29)

○労働金庫（ろうきん）

- ・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融2026/08/31資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（九州労働金庫（7/29））

(6) その他、雇用・労働関係

- ・地震被害に係る事業活動・雇用への影響などについて情報収集を行い、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用調整助成金の特例措置及び雇用保険の特別措置を周知し、地震被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。(8/28～)

11 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知
(7/29)

- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出 (7/29)

- 日本年金機構に対し、八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町に所在地を有する適用事業所に対する厚生年金保険料等の納期限の延長について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出 (8/12)

- 八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等に係る事業主掛金等について、事業主掛金等の納期限を当面延長。(8/12)

また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を発出。(8/12)

- 八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、また、制度の弾力的な取扱いに努めるべき旨、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、厚生年金基金及び国民年金基金の指導を指示。(8/12)

- 日本年金機構に対し、災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等の届書等の提出期限の延長について、通知を発出 (8/17)。また、地方厚生（支）局に対しても周知 (8/17)。

12 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている自治体は、1県10市町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
熊本県	—	7月29日	—
熊本県	熊本市	8月3日	—
熊本県	八代市	7月29日	—
熊本県	宇土市	8月1日	—
熊本県	宇城市	8月1日	—
熊本県	御船町	7月31日	—
熊本県	嘉島町	7月31日	—
熊本県	益城町	8月1日	—
熊本県	甲佐町	7月29日	—
熊本県	美里町	7月29日	—
熊本県	氷川町	8月1日	—
熊本県	芦北町	8月4日	8月17日

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

13 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出（7/29）。

- 日本生活協同組合連合会は、生協くまもと、コープ九州事業連合、中四国エリアの生協と連携し、熊本県等からの要請に基づき、水・食料・ブルーシート等の物資を提供。（8/6）

- 生協くまもと「コープ春日店」において、駐車場や給水用の水道の開放、マンホールトイレの設置などを実施。（8/6）

14 生活福祉資金貸付関係

- 8月7日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知（熊本県において8月19日から受付を開始）。

以上